

第94号議案

訴えの提起について

上記の議案を提出します。

令和5年11月27日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

国民健康保険の診療報酬に係る不当利得の返還等の請求に関し訴えを提起するに当たり、議決の必要がある。

訴えの提起について

国民健康保険の診療報酬に係る不当利得の返還等の請求に関し、中野区は、下記のとおり訴えを提起する。

記

1 当事者

原告 東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長 酒井直人

被告 東京都渋谷区神宮前五丁目13番10-403号

尾内雅美

2 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、金6,866,827円及びこれに対する令和5年3月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え

(2) 訴訟費用は被告の負担とする
との判決及び仮執行宣言を求める。

3 その他

本件については、上訴の提起その他必要な裁判上の行為をすることができる。